

控訴審開始にあたって

弁護士 湯川 二郎

弁護士 山口 智

さて、連休明けからいよいよ大阪高裁での控訴審が始まります。私たちの出した控訴理由書に対して、市はこれを全面的に否定する答弁書を提出しました。

私たちは控訴理由書の中で「本件の争点は、日産車体の経営する開簡易水道から被控訴人の経営する市水道に切り替える際、控訴人ら開地区住民と被控訴人との間で、開浄水場の、地下水を水源とする水を供給するという合意がなされたかどうかである。それは、第一に控訴人ら開地区住民と被控訴人との間の給水契約の内容（目的）の合理的意思表示の問題であり、第二に浄水場や水源・水質を合意する給水契約を水道法や公営企業法が許容しているのかの問題である。」と書きましたが、まさにこれをめぐって控訴審での攻防が行われることとなります。

すなわち、控訴審での争点は、一つ目は、昭和53年に私たちが簡易水道から市水道に切り替えた際に、開浄水場の、地下水を水源とする水を供給するという契約がされたと言えるのかどうかです。市は、給水契約の内容は私たちが昭和53年に差し入れた給水申込書だけで決まる、つまり、市水道に切り替えた経緯を給水契約から切り離してとらえます。それに対して、私たちは昭和36年以来の市水道に切り替えた経緯を踏まえて給水契約を解釈しろと言っています。この事実問題を解きほぐす決め手は、当時のことを知る地域の方の証言です。歴史的経緯を法廷で明らかにすることによって、事実の重みこそが勝負を決めます。

二つ目の争点は、開浄水場の、地下水を水源とする水を供給する契約というものを、そもそも法律が認めているのかのどうかという、水道法や地方公営企業法の解釈問題です。市は水道法に書いてあることしか給水契約ではできないと言い、それに対して、私たちは水道法にだめと書いてないこと以外は契約できるのだと主張しています。ここの決め手は、学者の先生です。法律を作ったのは行政ですが、その解釈を決めるのは行政ではありません。法律の適用を受ける私たちです。私たちの解釈が正しいことを学者の先生の意見書で証明していきます。

さあ、これから始まる大阪夏の陣。気を引き締めて闘いましょう。そして、ここで勝訴して、私たちの生命の水を守りましょう。